

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年3月24日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鱈ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町 花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町	
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市	
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。ただし、酒川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年3月24日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
クリ	大田原市、那須塩原市、那須町	
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬭恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)
	コイ	並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	千葉県内の利根川の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)

及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

福島県		出荷制限	
くさくてつ(ごみ)	H23.5.0～	福島市、桑折町	
	H24.5.1～	福島市、伊達市、藤原町、三春町	
	H24.5.2～	川島町	
	H24.5.7～	田村市、古殿町	
	H24.5.10～	二本松市、大玉村	
くさくてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	H25.4.30～	磐山市	
	H25.5.14～	喜望峯町、喜望峯町	
こしあから	H24.5.2～	福島市、二本松市	
	H24.5.7～	磐山市、白河市、喜多方市、会津美濃町、藤原町、茨城町	
	H24.5.10～	伊達市、藤原町、矢野町、磐前町、下郷町、大玉村、喜望峯町、越前町	
	H24.5.14～	喜望峯町、いわき市、川島町、石川町、天栄村	
	H24.5.17～	桑折町、柳井町	
	H25.5.7～	柳井町、玄米町	
	H25.5.14～	喜望峯町	
	H25.5.18～	福島市、喜望峯町、古殿町、喜望峯町、新地町、桑折町	
	H25.5.20～	三島町、川内村	
	H25.5.22～	越前町、茨城町	
	H25.5.25～	本宮市、田村市、小野町、矢野町、会津坂下町、玉川村、茅田村、幸島村	
	H25.5.28～	三島町	
	H25.5.30～	会津美濃町、藤原町	
	H25.5.5～	磐山市	
	H25.5.10～	越前町	
ぜんまい	H24.5.2～	いわき市、二本松市	
	H24.5.10～	福島市	
	H24.5.24～	川島町	
	H25.5.1～	南相馬市	
	H25.5.14～	喜望峯町、喜望峯町	
	H25.5.18～	喜望峯町	
	H25.5.20～	川内村	
	H25.5.10～	磐山市	
	ぜんまい (野生のものに限る。)	H25.5.14～	広野町、大玉村
		H25.5.24～	喜望峯町、喜望峯町
うわばみそう (野生のものに限る。)	H24.5.1～	いわき市、福島市、伊達市、桑折町	
	H24.5.2～	福島市	
	H24.5.7～	磐山市、白河市、藤原町、新地町	
	H24.5.10～	大玉村、喜望峯町	
	H24.5.14～	川島町	
	H24.5.25～	喜望峯町	
	H25.5.14～	広野町、越前町、喜望峯町	
	H25.5.18～	喜望峯町	
	H25.5.20～	川内村	
	H25.5.22～	本宮市、田村市、小野町、矢野町、会津坂下町、玉川村、茅田村、幸島村	
	H25.5.28～	三島町	
	H25.5.30～	会津美濃町、藤原町	
	H25.5.5～	磐山市	
	H25.5.10～	越前町	
	ふき(野生のものに限る。)	H25.5.10～	桑折町、喜望峯町
H25.5.18～		天栄村	
ふきのとう (野生のものに限る。)	H24.4.0～	福島市、川島町、田村市、福島市、広野町	
	H24.4.10～	伊達市、桑折町、藤原町	
わらび	H24.4.11～	喜望峯町、喜望峯町	
	H27.2.25～	南相馬市	
	H24.5.10～	いわき市、伊達市	
	H24.5.17～	喜多方市、福島市、川島町	
	H25.4.28～	喜望峯町	
	H25.5.11～	越前町	
	H25.4.30～	喜望峯町	
	H25.5.14～	喜望峯町	
	わらび(野生のものに限る。)	H25.5.14～	二本松市
		H25.5.14～	広野町
ウメ	H23.6.2～H25.10.21解除	福島市、伊達市、桑折町	
	H25.5.0～	南相馬市	
	H24.6.6～H25.10.21解除	田島町	
ユズ	H23.6.6～H24.7.11解除	柏崎市	
	H23.5.20～	福島市、喜望峯町	
クリ	H23.10.14～	伊達市、桑折町	
	H24.8.20～	二本松市	
キウイフルーツ	H24.10.2～H25.11.17解除	いわき市	
	H23.12.9～H25.11.17解除	柏崎市	
小豆	H23.12.9～H25.12.25解除	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区倉倉字曲、原町区高倉字森、原町区倉倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師部、原町区片倉字津及び原町区大原字田城の区域を除く。)	
	H23.1.4～H23.3.19解除	福島市(独立子山村の区域に限る。)、南相馬市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.1.15～H24.1.17解除	南相馬市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.28～H25.3.19解除	喜望峯町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4～H25.3.13解除	磐山市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4～H25.3.19解除	二本松市(田島町字及び田島町字の区域に限る。)、大玉村(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4～H25.3.19解除	桑折町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.3.18～H25.7.10解除	福島市(独立子山村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.3.8～H25.7.10解除	福島市(田島町字及び田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.3.8～H25.7.10解除	福島市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4～H25.5.17解除	伊達市(田島町字及び田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4～H25.7.10解除	福島市(田島町字及び田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4～H25.7.10解除	二本松市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4～H25.7.10解除	二本松市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆は出荷制限の対象から除く。)	
	米(平成23年度)	H23.12.9～H25.12.25解除	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
H24.1.15～H24.1.17解除		南相馬市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H24.12.28～H25.3.19解除		喜望峯町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H25.1.4～H25.3.13解除		磐山市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H25.1.4～H25.3.19解除		二本松市(田島町字及び田島町字の区域に限る。)、大玉村(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H25.1.4～H25.3.19解除		桑折町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H25.3.18～H25.7.10解除		福島市(独立子山村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H25.3.8～H25.7.10解除		福島市(田島町字及び田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H25.3.8～H25.7.10解除		福島市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H25.1.4～H25.5.17解除		伊達市(田島町字及び田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H25.1.4～H25.7.10解除		福島市(田島町字及び田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H25.1.4～H25.7.10解除		二本松市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
H25.1.4～H25.7.10解除		二本松市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
米(平成24年度)		H24.10.25～H24.12.25解除	福島市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.8～H24.11.15解除	大玉村(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
	H24.11.8～H24.11.15解除	磐山市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.7～H24.11.12解除	喜望峯町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.16～H24.11.19解除	三春町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.24～H24.11.25解除	福島市(独立子山村の区域に限る。)、川島町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.24～H24.12.4解除	いわき市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	米(平成25年度)	H24.10.25～H24.12.25解除	福島市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.8～H24.11.15解除	大玉村(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.8～H24.11.15解除	磐山市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.7～H24.11.12解除	喜望峯町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.16～H24.11.19解除	三春町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.24～H24.11.25解除	福島市(独立子山村の区域に限る。)、川島町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.24～H24.12.4解除	いわき市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		米(平成25年度)	H24.10.25～H24.12.25解除
H24.11.8～H24.11.15解除			大玉村(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
H24.11.8～H24.11.15解除			磐山市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
H24.11.7～H24.11.12解除			喜望峯町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
H24.11.16～H24.11.19解除			三春町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
H24.11.24～H24.11.25解除			福島市(独立子山村の区域に限る。)、川島町(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
H24.11.24～H24.12.4解除			いわき市(田島町字の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年3月24日現在

福島県		出荷制限
穀類	米（平成26年度）	H23.8.20～ 福島県福島市（平成24年8月9日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成26年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、浪江町（平成26年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月9日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、東茨城町（平成26年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、高江町（平成26年8月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年8月9日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、高野村（平成26年8月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、及び飯館村（平成24年8月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、（※の定める特別措置に基づき管理される又は出荷制限の対象から除く。）、
	米（平成27年度）	H27.3.20～ 福島県福島市（平成24年8月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成26年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、浪江町（平成26年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月9日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、東茨城町（平成26年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、高江町（平成26年8月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年8月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、高野村（平成26年8月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、及び飯館村（平成24年8月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全産 H23.6.17～：秋元郡、菅原町及び小野川町並びにこれらの間に流入する阿用川、長瀬川（鵜川との合流点から上流の部分に限る。）、及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。）、 H23.6.17～：真野川（支流を含む。）、 H24.3.29～：新田川（支流を含む。）、 H24.3.29～：大高川（支流を含む。）、 H24.4.8～：鵜川（支流に限る。）、 H24.4.24～：菅原町、菅原代領に流入する阿用川（支流を含む。ただし鵜川を除く。）、及び日礪川のうち東京電力株式会社川俣発電所より上流（支流を含む。）、 H24.6.31～H27.3.30解除：福島県内の久慈川（支流を含む。）、	
ヤマメ（養殖を除く。）、	H23.6.17～：真野川（支流を含む。）、 H23.6.27～：阿武隈川のうち磐夫ダムの下流（支流を含む。）、 H24.3.29～：秋元郡、菅原町及び小野川町並びにこれらの間に流入する阿用川、長瀬川（鵜川との合流点から上流部分に限る。）、 H24.4.24～：菅原代領、菅原代領に流入する阿用川（支流を含む。ただし鵜川及びその支流を除く。）、及び日礪川のうち東京電力株式会社川俣発電所より上流（支流を含む。）、 H24.5.24～H26.10.24解除：福島県内の只見川のうち進ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）、 H24.5.31～：阿武隈川のうち磐夫ダムの上流（支流を含む。）、	
	ウグイ	H23.6.17～：真野川（支流を含む。）、 H23.6.27～：阿武隈川のうち磐夫ダムの下流（支流を含む。）、 H24.3.29～：秋元郡、菅原町及び小野川町並びにこれらの間に流入する阿用川、長瀬川（鵜川との合流点から上流部分に限る。）、 H24.4.24～：菅原代領、菅原代領に流入する阿用川（支流を含む。ただし鵜川及びその支流を除く。）、及び日礪川のうち東京電力株式会社川俣発電所より上流（支流を含む。）、 H24.5.24～H26.10.24解除：福島県内の只見川のうち進ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）、 H24.5.31～：阿武隈川のうち磐夫ダムの上流（支流を含む。）、
ウナギ	H24.6.22～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）、 H23.6.27～：阿武隈川のうち磐夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、 H24.4.8～：鵜川（支流に限る。）、 H24.4.24～：菅原町、菅原代領に流入する阿用川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム下流（支流を含む。）、長瀬川（鵜川との合流点から上流の部分に限る。）、並びに日礪川のうち東京電力株式会社川俣発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）、	
	アユ（養殖を除く。）、	H24.6.31～H27.3.30解除：飯沼川（支流を含む。）、 H24.4.24～H26.8.25解除：只見川のうち本名ダムから上田ダムの間（支流を含む。）、 H24.4.24～H26.12.11解除：只見川のうち上田ダムの下流（支流を含む。）、 H24.4.24～H27.1.14解除：日礪川のうち東京電力株式会社川俣発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）、
イワナ（養殖を除く。）、	H24.4.27～：秋元郡、小野川町及び菅原町並びにこれらの間に流入する阿用川（支流を含む。）、阿武隈川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社川俣発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、並びに長瀬川（鵜川との合流点から上流の部分に限る。）、 H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち磐夫ダムの下流（支流を含む。）、 H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち磐夫ダムの下流（支流を含む。）、	
	コイ（養殖を除く。）、	H24.4.27～：秋元郡、小野川町及び菅原町並びにこれらの間に流入する阿用川（支流を含む。）、阿武隈川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社川俣発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、並びに長瀬川（鵜川との合流点から上流の部分に限る。）、並びに長野川（支流を含む。）、 H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち磐夫ダムの下流（支流を含む。）、
フナ（養殖を除く。）、	H24.4.27～：秋元郡、小野川町及び菅原町並びにこれらの間に流入する阿用川（支流を含む。）、阿武隈川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社川俣発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、並びに長瀬川（鵜川との合流点から上流の部分に限る。）、並びに長野川（支流を含む。）、 H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち磐夫ダムの下流（支流を含む。）、	
	イナメ アサギ アサギ イナゴ（稚魚を除く。）、 インガレイ ウスマバル ウミナゴ エノイナメ キツネメバル クロフシ クロダイ ケムシカサバ コモンカサバ サクラマス ザボロウ シロメバル スズキ ニベ ヌマガレイ ハハカレイ ヒロクサ ヒラ ホシノイ マナゴ マコガレイ マゴチ ムソウイ メダカ ヒスガイ	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.10.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.12.17解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.4.16解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.26～H27.1.18解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.8.23～H26.10.15解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H25.2.14～H26.7.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H26.6.8～：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H26.3.25～H26.5.28解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.7.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.1.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線に囲まれた海域 H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	牛の肉	H23.7.18～H23.8.25一部解除：全産（※の定める除外・検査方針に基づき管理される又は出荷制限の対象から除く。）、 H23.11.9～：福島市、菅原町、広野町、浪江町、富岡町、大熊町、東茨城町、浪江町、新地町、川内村、高野村、飯館村、 H23.11.26～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、浪江町、川俣町、大玉村、 H23.12.2～：郡山市、浪江町、田村市、白河市、いわき市、磐前町、石川町、美郷町、三春町、小野町、矢吹町、郡山市、茨城町、葛川町、安良町、玉川村、平田町、菅原町、 H26.7.8～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐前町、菅原代領、会津若松市、磐前町、三島町、金山町、会津若松市、北郷町、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、楢葉町
	豚の肉	H23.11.9～：全産 H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、浪江町、田村市、白河市、浪江町、桑折町、川俣町、三春町、小野町、磐前町、石川町、美郷町、三島町、金山町、会津若松市、北郷町、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、楢葉町 H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐前町、菅原代領、会津若松市、磐前町、三島町、金山町、会津若松市、下郷町、只見町、南会津町、北郷町、湯川村、昭和村、楢葉町
鶏の肉	H23.11.9～：全産 H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、浪江町、田村市、白河市、浪江町、桑折町、川俣町、三春町、小野町、磐前町、石川町、美郷町、三島町、金山町、会津若松市、北郷町、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、楢葉町	
魚	カルガモの肉 キノコの肉	H23.11.9～：全産 H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、浪江町、田村市、白河市、浪江町、桑折町、川俣町、三春町、小野町、磐前町、石川町、美郷町、三島町、金山町、会津若松市、北郷町、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、楢葉町
	クマの肉	H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐前町、菅原代領、会津若松市、磐前町、三島町、金山町、会津若松市、下郷町、只見町、南会津町、北郷町、湯川村、昭和村、楢葉町
	ノウサギの肉	H23.11.9～：全産
	ヤマドリ	H24.11.18～：全産

※の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年3月24日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～：十和田市、藤上町 H24.10.30～：青森市 H25.10.1～：隠ヶ沢町
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東津軽郡大湊町と北海道函館市恵山町とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町町榎峯岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森県東津軽郡大湊町の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ		H24.5.31～：一関市、奥州市 H24.4.30～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市
原木くたけ(露地栽培)		H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市 H24.4.25～：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：遠野市、金ヶ崎町 H24.5.7～H26.10.7一部解除：花巻市、北上市、山田町 H24.5.10～H25.4.6解除：盛岡市
原木なめこ(露地栽培)		H24.10.18～：大船渡市、釜石市 H24.10.23～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.18～：釜石市 H24.10.18～：奥州市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 H25.10.9～：住田町
こしあぶら		H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：遠野市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.18～：遠野市
せり(野生のものに限る。)		H24.5.30～：一関市、奥州市
ぜんまい		H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.18～：奥州市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市 H25.8.4～：平泉町 H26.5.7～：釜石市
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(旧豊津水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
穀類	ソバ	H24.11.13～H26.4.11解除：盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～H26.4.11解除：奥州市(旧衣川村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H25.1.17解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～：野井川(支流を含む。)、及び砂線川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.11～H27.3.10解除：岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)、ただし、石羽根ダムの上流、石瀧ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12～H26.7.31解除：気仙川(支流を含む。) H24.5.11～H26.8.25解除：大川(支流を含む。)
肉	牛肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除：金峰(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	クマの肉	H24.9.10～：金峰
	シカの肉	H24.7.28～：金峰
	ヤマドリ(肉)	H24.10.22～：金峰
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.9.29～：栗原市 H24.5.1～H26.4.17解除：丸森町(旧藤野町の区域に限る。)
原木しいたけ(露地栽培)		H24.1.10～：白石市、角田市 H24.5.8～：丸森町 H24.3.15～：鹿野町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.6.12～：栗原市 H24.6.19～：石巻市 H24.6.20～：大崎市 H24.6.25～：気仙沼市 H24.4.25～H26.6.25一部解除：長米市、加美町 H24.6.27～：名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、喜谷町 H25.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.10～：大蔵村 H24.4.27～H27.1.18一部解除：仙台市 H24.5.7～H27.2.18一部解除：大崎市
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.18～：栗原市、大崎市 H25.9.24～：仙台市 H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加美町 H24.5.9～：気仙沼市
こしあぶら		H24.4.7～：長米市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大崎市
ぜんまい		H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市
たらのめ(野生のものに限る。)		H26.4.25～：気仙沼市、栗原市、大崎市
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.3.15一部解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ～H26.5.19解除
穀類	米(平成25年度)	H25.9.19～：栗原市(旧田代村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
	ソバ	H24.11.16～H26.4.11解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H26.2.25解除：大崎市(旧一里村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	クロダイ	H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	スズキ	H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H24.10.25～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	ヒラメ	H24.5.30～H25.4.1解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	マダラ	最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H24.9.30解除：マダラ(1歳の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.1.17解除：マダラ(1歳の重量が1キログラム以上のもの)
	ヒガンブツ	H24.5.8～H26.2.18解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	アユ(養殖を除く。)	H25.8.27～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、及び七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H25.6.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、のうち、白根堰より上流の白石川(支流を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、及び七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～：大川の上流より上流(支流を含む。)、及び名取川の新築大塚の上流(支流を含む。) H24.5.24～：三辺川のうち黒川ダムの上流(支流を含む。)、及び松川(支流を含む。)、ただし、黒川及びその支流並びに黒川4号堰の上流を除く。) H24.5.26～：江合川のうち橋子ダムの上流(支流を含む。)、及び二道川のうち東蔵沢ダムの上流(支流を含む。) H24.8.22～：一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、及び石川川のうち東蔵沢ダムの上流(支流を含む。) H24.12.6～：広瀬川(支流を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、及び七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	H24.5.28～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.18～H26.8.25解除：宮城県内の大川(支流を含む。)
肉	牛肉	H23.7.28～H23.8.18一部解除：金峰(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町
	クマの肉	H24.8.25～：金峰(上野地区を除く。) H24.8.26～：金峰

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年3月24日現在

山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.9.10～：全産	
表糠県		出荷制限	
原乳		H23.3.23～4.10解除：全産	
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全産（下記の地域を除く。） H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市	
	カキ	H23.3.21～4.17解除：全産	
	ハセリ	H23.3.23～4.17解除：全産	
	タケノコ	H24.4.8～：潮来市、小美玉市、つばみらい市 H24.4.19～：石岡市、鶴ヶ崎町、取手市、守谷市、茨城県、羽後町 H24.4.19～：ひたちなか市、勝田市、東郷町 H24.4.28～：北茨城市、大洗町	
	原産シタケ(露地栽培)	H23.10.14～：土浦市、行方市、神田市、小美玉市 H23.11.10～：茨城県、阿見町	
	原産シタケ(施設栽培)	H24.4.8～：常陸大宮市、守谷市、つばみらい市 H24.4.19～：ひたちなか市、那珂市	
	こしあぶら	H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。)	
	イシゴレイ	H24.7.5～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.6.29解除：北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域	
	ズズキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	シロメバル	H24.4.19～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物	ニベ	H24.4.17～H25.1.20解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.11.9～H26.1.20解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ヒラメ	H24.4.17～H27.2.5解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H24.8.30解除：北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	コモンカスベ	H24.8.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	アメリカナマス(養殖を除く。)	H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する阿川並びに常陸利根川	
	モンブナ(養殖を除く。)	H24.4.17～H27.3.24解除：霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する阿川並びに常陸利根川	
	ウナギ	H24.8.7～H26.1.30：茨城県内の那珂川(支流を含む。) H25.11.12～：茨城県内の利根川のうち霞ヶ浦の下流(支流を含む。)	
	肉	H23.12.2～H25.12.21一部解除：全産(農の定めらるる出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
	その他	茶	H23.6.2～H25.11.19解除：結城市、鶴ヶ崎町、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、福島市、かすみうら市、桜川市、神栖市、行方市、つばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五段町、利根町、東海村、美清村 H23.6.2～10.16解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、埴町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：鉢田市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城県 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除：牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市
		栃木県	
ホウレンソウ		H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町 H23.3.21～4.27解除：全産	
カキ		H23.3.21～4.14解除：全産	
野菜類		原産シタケ(露地栽培)	H24.2.16～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、塩谷町、高橋沢町、那須町 H24.4.10～H24.7.8一部解除：芳賀町 H24.4.11～：益子町 H24.4.11～H27.2.20一部解除：日光市、大田原市 H24.4.12～：足利市、那須市、高橋町、那須烏山市、上三川町、市貝町 H24.4.12～H27.2.20一部解除：栃木市、那須川町 H24.4.13～：栃木市(旧那須町を除く。)、壬生町
		原産シタケ(施設栽培)	H24.2.16～H26.10.24一部解除：那須塩原市 H24.2.16～H25.10.23一部解除：矢板市 H24.4.10～：那須町 H24.4.10～H24.8.28一部解除：芳賀町 H24.4.12～H27.2.20一部解除：大田原市 H24.6.28～H28.8.28一部解除：さくら市 H24.6.4～H26.4.17一部解除：高橋町 H24.6.28～：壬生町 H24.11.28～H26.10.24一部解除：日光市
		原産クリタケ(露地栽培)	H23.11.7～：高橋町、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.14～：足利市、佐野市、高橋町、さくら市、那須烏山市、上三川町、栃木町、市貝町、芳賀町、高橋沢町 H24.11.8～：宇都宮市 H24.11.8～：塩谷町 H24.11.8～：壬生町
		原産メコ(露地栽培)	H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.18～：那須町 H24.10.26～：佐野市 H24.11.2～：高橋町 H24.11.8～：壬生町 H24.11.12～：那須川町 H24.11.18～：那須烏山市 H24.12.11～：大田原市
		キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～：日光市、高橋町、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.6.7～：高橋町 H24.6.8～：矢板市 H24.6.16～：高橋町 H24.6.28～：大田原市 H24.10.10～：塩谷町 H24.10.12～：那須烏山市 H26.7.18～：栃木町
		タケノコ	H24.6.1～：那須塩原市、那須町 H24.6.7～：日光市、大田原市 H24.6.19～：矢板市
	(さそてつ(ごみ)(野生のものに限る。))	H24.6.1～：大田原市、那須町 H24.6.2～：那須塩原市	
	こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.6.1～：大田原市、那須町、栃木町 H24.6.2～：宇都宮市、那須烏山市 H24.6.7～：高橋町、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町 H24.6.18～：さくら市 H24.4.26～：那須川町 H24.4.28～：高橋沢町 H24.4.30～：市貝町	
	さんしょう(野生のものに限る。)	H24.6.1～：宇都宮市、日光市 H24.6.14～：那須塩原市 H24.6.18～：大田原市	
	ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.6.7～：高橋町	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.6.1～：那須町 H24.6.2～：市貝町 H24.4.16～：宇都宮市 H24.4.18～：塩谷町 H24.4.18～：日光市 H24.6.1～：那須塩原市 H24.6.16～：さくら市		
	わらび(野生のものに限る。)	H24.6.17～：大田原市、高橋町 H24.4.18～：宇都宮市、日光市 H24.6.28～：矢板市 H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.18～：大田原市	
	クリ	H24.9.18～：大田原市	

※ 斜線部分の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年3月24日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、康申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除：永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.1.27解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H26.5.30～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～H24.9.28解除：大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。)
	肉	H24.5.30～H25.1.23解除：武蔵川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
その他	牛の肉	H26.8.2～H26.8.25一部解除：全域(農の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.12.2～H23.12.5一部解除：全域(農の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	イノシシの肉 シカの肉	H23.12.2～：全域
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除：鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.6解除：全域
	カキナ	H23.3.21～4.6解除：全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.26～：沼田市、東吾妻町、蘭家村 H24.10.10～：高山村 H24.10.16～：安中市 H24.10.29～：長野原町 H24.11.18～：みなかみ町
	水産物	H24.4.27～：吾妻川のうち増島湖から東電電力株式会社佐久間所管養魚池取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.5解除：清根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)及び榛ノ木川(支流を含む。) H24.6.8～：吾妻川のうち増島湖から東電電力株式会社佐久間所管養魚池取水施設までの区間(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.5解除：高川のうち川田橋の上流(支流を含む。) H26.5.12～(H24.6.8～H25.6.26解除) 清根川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～：全域
	クマの肉	H24.9.10～：全域
	シカの肉	H24.11.14～：全域
	ヤマドリ	H26.1.23～：全域
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除：渋川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：横瀬町、響野町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.5～：鴻巣町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町
	シュンギク、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除：市原市、木更津市 H24.4.8～：我孫子市、栗駒町 H24.4.11～H27.1.22解除：柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～：我孫子市 H23.10.11～H26.10.14一部解除：習志野市 H23.11.18～：廣山市 H23.12.22～H26.10.14一部解除：佐倉市 H24.2.23～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.8.18～H26.3.18一部解除：山武市 H24.11.14～H26.10.14一部解除：習志野市
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.8.18～H26.3.18一部解除：山武市 H24.11.14～H26.11.20一部解除：習志野市 H24.12.14～H26.10.14一部解除：習志野市
	キャブタ	H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	コイ	H26.7.3～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ワナギ	H25.11.12～：千葉県内の利根川のうち大網の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両輪用水第一排水機場の下流、八幡川、吾田増並びに吾田増川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.3.18一部解除：全域(農の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.6.2～0.7解除：大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除：成田市
その他	茶	H23.6.2～H25.5.13解除：成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.27～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.27～11.1解除：小田原市 H23.6.27～11.10解除：真鶴町 H23.6.27～H24.10.19解除：湯河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～：全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.24～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：藤井沢町、御代田町 H24.10.1～：小海町、青柳村 H24.10.11～：佐久市 H25.10.1～：小諸市 H25.10.21～：佐久穂町
	こしあぶら	H26.6.21～：長野市、藤井沢町 H26.6.28～：中野市、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町 H25.10.3～：富士吉田市、富士市 H26.10.7～：蒲原市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成27年3月24日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
原木しいたけ(露地)	H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.4.13～： 飯館村
	H23.9.9～： 棚倉町(※産根圏に属する野生キノコに限る)
	H23.9.10～： いわき市、棚倉町
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.20～： 南相馬市
	H28.8.22～： 西会津町
	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)
	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
肉 イノシシの肉	H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象